第十回 特別弔慰金の支給

戦没者等の遺族に対して特別弔慰金が支給されます。

問社会課☎㉙5070、総合支所市民福祉課、支所市民福祉班

●支給対象者

平成27年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給します。

○戦没者等の死亡当時の遺族で

1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

2 戦没者等の子

3 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

※戦没者等の死亡後に生まれた人は対象になりません。

●支給内容

名称 第十回特別弔慰金国庫債券「い号」

額面 25万円、5年償還の記名国債

●償還金の支払

平成28年4月15日(第1回目)

※平成28年から平成32年まで毎年1回、償還日（4月15日）以降に均等に支払い（年5万円）を受け取ることができます。

●請求について

受付窓口

社会課、総合支所市民福祉課、支所市民福祉班

請求方法

6月15日から受付窓口で申請書などを配布します。必要書類（現況申立書、同意書、戸籍など）をそろえ、受付窓口に提出してください。

※窓口が非常に混雑しますので、下記のとおり、お住まいの地区ごとに受付期間を設けています。ご協力をお願いします。

請求期間

平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので注意してください。

受付窓口・受付期間

【由宇総合支所管内】 6月15日～

【玖珂総合支所管内】 6月15日～

【周東総合支所管内】

6月15日～6月19日 高森地区

6月22日～6月26日 米川地区

6月29日～7月3日 祖生地区

7月6日～7月10日 川越地区

7月13日～ 周東総合支所管内全域

【錦総合支所管内】 6月15日～

【美川支所管内】 6月15日～

【美和総合支所管内】 6月15日～

【本郷支所管内】 6月15日～

【岩国市役所社会課管内】

6月15日～6月19日

岩国・錦見・横山・川西・平田

6月22日～6月26日

装束町・新港町・昭和町・立石町・元町・桂町・川口町・三笠町・今津町・山手町・麻里布町・砂山町・室の木町・日の出町

6月29日～7月3日

川下町・旭町・車町・中津町・楠町・牛野谷町・門前町

7月6日～7月10日

尾津町・南岩国町・海土路町・藤生町・黒磯町・青木町・保津町・通津・長野

7月13日～7月17日

北河内・南河内・師木野地区

7月21日～ 社会課管内全域